

特定商取引に関する法律施行令の改正について

平成 29 年 6 月

消費経済企画室

1. 概要

特定商取引に関する法律の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 60 号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、また特定商取引法専門調査会報告書（平成 27 年 12 月）の内容を踏まえ、特定商取引に関する法律施行令（昭和 51 年政令第 295 号。以下「施行令」という。）の改正を行う（平成 29 年 4 月 28 日から 5 月 28 日までパブリックコメントを実施。）。

なお、改正法は公布日（平成 28 年 6 月 3 日）から 1 年 6 カ月を超えない範囲内の政令で定める日に施行することとされており（改正法附則第 1 条）、平成 29 年 12 月 1 日に施行を予定している。

2. 改正のポイント

①業務禁止命令の対象となる使用人の範囲（施行令第 3 条の 3）

改正法第 8 条の 2 第 1 項第 1 号等関係

改正法によって、主務大臣が販売業者等の役員及び使用人に対して、停止を命じた範囲内の業務を新たに法人を設立して開始すること等を禁止できる旨の規定（業務禁止命令）を創設した。今般の施行令改正では、業務禁止命令の対象となる使用人の範囲を、以下のとおり規定する。

- 営業所又は事務所の業務を統括する者その他これに準ずる者として主務省令で定める者
- 停止を命ぜられた業務を統括する者その他これに準ずる者として主務省令で定める者

なお、主務省令では、役職を問わず業務を統括する者の職務を日常的に代行する地位にある者を規定する予定。

②密接関係者の範囲の拡大（施行令第 17 条の 2） 法第 66 条第 2 項関係

現行法において、主務大臣は販売業者等に対してのみならず、「密接関係者」（例えば、エステ等の特定継続的役務提供の関連商品の販売を行う者、訪問購入における購入業者から物品の引渡しを受けた第三者等）に対し、立入検査及び報告徴収ができることとなっている。特定商取引法専門調査会報告書において、「現在政令で列挙される者以外の関係を有する事業者等が、実際には違反事業者の業務運営に深く関与・主導し、経営方

針の決定等にも関与・差配しているような例にも対応するため、立入検査の対象となる「密接関係者」の範囲を広げるため必要な政令改正が行われるべき」と記載されたことを受け、密接関係者として新たに「販売業者等の子法人等」、「販売業者等を子法人等とする親法人等」等を規定する。

③美容医療の取扱い

(1) 美容医療を特定継続的役務に追加（別表第4） 法第41条第2項関係

特定商取引法専門調査会報告書において、「美容医療契約に関しては、近年、不適切な勧誘や解約等に関する消費者トラブルが増加しているところ、一定期間以上の期間にわたり継続的に提供されるものについては、これを特定継続的役務と位置付けるべきである。」と記載されたことを受け、一定の美容医療を特定継続的役務として新たに追加指定する。

(2) 美容医療に係る“関連商品”について規定（別表第5第2号） 法第48条第2項等関係

特定継続的役務提供契約をクーリング・オフする場合、同時に「関連商品」（「政令で定める商品」）に係る売買契約も解除することができる（法第48条第2項本文）。ただし、クーリング・オフにおいて、使用又は消費することにより価値を損じるもの（例えば、エステにおける健康食品や化粧品等）については、使用又は消費した場合には売買契約の解除ができない（法第48条第2項但書「政令で定めるもの」）。

今般、化粧品や歯牙の漂白剤等の美容医療に関する一定の商品を、施行令第14条第1項に基づき、法第48条第2項本文の「政令で定める商品」として規定するとともに、これを同時に、改正施行令第14条第2項に基づき、法第48条第2項但書の「政令で定めるもの」（＝使用又は消費した場合には契約解除できないもの）として規定する。

3. 今後の予定

- | | |
|------------|---------|
| ・ 6月12日 | 消費経済審議会 |
| ・ 6月下旬（予定） | 閣議決定・公布 |
| ・ 12月1日 | 施行 |

①業務禁止命令の対象となる使用人の範囲関係

○改正特定商取引法第8条の2

(業務の禁止等)

第八条の二 主務大臣は、販売業者又は役務提供事業者に対して前条第一項の規定により業務の停止を命ずる場合において、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者が当該命令の理由となつた事実及び当該事実に関してその者が有していた責任の程度を考慮して当該命令の実効性を確保するためにその者による訪問販売に関する業務を制限することが相当と認められる者として主務省令で定める者に該当するときは、その者に対して、当該停止を命ずる期間と同一の期間を定めて、当該停止を命ずる範囲の業務を新たに開始すること（当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含む。）の禁止を命ずることができる。

- 一 当該販売業者又は当該役務提供事業者が法人である場合その役員及び当該命令の日前六十日以内においてその役員であつた者並びにその営業所の業務を統括する者その他の政令で定める使用人（以下単に「使用人」という。）及び当該命令の日前六十日以内においてその使用人であつた者
- 二 当該販売業者又は当該役務提供事業者が個人である場合その使用人及び当該命令の日前六十日以内においてその使用人であつた者

2 主務大臣は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。

○特定商取引法施行規則改正案（平成29年4月28日時点）

(業務を統括する者に準ずる者)

第七条の三 特定商取引に関する法律施行令（昭和五十一年政令第二百九十五号。以下「令」という。）第三条の三第一号又は第二号の主務省令で定める者は、部長、次長、課長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、これらの号に規定する業務を統括する者の職務を日常的に代行する地位にある者とする。

②密接関係者の範囲の拡大関係

○特定商取引法

(報告及び立入検査)

第六十六条 (略)

2 主務大臣は、この法律を施行するため特に必要があると認めるときは、政令で定めるところにより関連商品の販売を行う者その他の販売業者等と密接な関係を有する者として政令で定める者(以下この項において「密接関係者」という。)に対し報告若しくは資料の提出を命じ、又はその職員に密接関係者の店舗その他の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3～8 (略)

③美容医療の取扱い

(1) 美容医療を特定継続的役務に追加する関係

○特定商取引法

(定義)

第四十一条 この章及び第五十八条の二十二第一項第一号において「特定継続的役務提供」とは、次に掲げるものをいう。

一、二 (略)

2 この章並びに第五十八条の二十二第一項第一号及び第六十七条第一項において「特定継続的役務」とは、国民の日常生活に係る取引において有償で継続的に提供される役務であつて、次の各号のいずれにも該当するものとして、政令で定めるものをいう。

一 役務の提供を受ける者の身体の美化又は知識若しくは技能の向上その他のその者の心身又は身上に関する目的を実現させることをもつて誘引が行われるもの

二 役務の性質上、前号に規定する目的が実現するかどうかは確実でないもの

○特定商取引法施行令改正案（平成29年6月6日時点）

別表第四の二の項

二 人の皮膚を清潔にし若しくは美化し、体型を整え、体重を減じ、又は歯牙を漂白するための医学的処置、手術及びその他の治療を行うこと（美容を目的とするものであつて、主務省令で定める方法によるものに限る。）
（特定継続的役務提供の期間）

一月

（契約の解除によって通常生ずる損害の額）

五万円又は契約残額の百分の二十に相当する額のいずれか低い額

（契約の締結及び履行のために通常要する費用の額）

二万円

○特定商取引法施行規則改正案（平成29年4月28日時点）

（令別表第四の二の項の主務省令で定める方法）

第三十一条の四 令別表第四の二の項の主務省令で定める方法は、次の各号に掲げるものについて、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一 脱毛 光の照射又は針を通じて電気を流すことによる方法

二 にきび、しみ、そばかす、ほくろ、入れ墨その他の皮膚に付着しているものの除去又は皮膚の活性化 光若しくは音波の照射、薬剤、医薬品若しくは医薬部外品（第三号から第五号までにおいて「薬剤等」という。）の使用又は機器を用いた刺激による方法

三 皮膚のしわ又はたるみの症状の軽減 薬剤等の使用又は糸の挿入による方法

四 脂肪の減少 光若しくは音波の照射、薬剤等の使用又は機器を用いた刺激による方法

五 歯牙の漂白 薬剤等の塗布による方法

（2）美容医療に係る“関連商品”について規定する関係

○特定商取引法

（特定継続的役務提供等契約の解除等）

第四十八条 役務提供事業者又は販売業者が特定継続的役務提供等契約を締結した場合におけるその特定継続的役務提供受領者等は、第四十二条第二項又は第三項の書面を受領した日から起算して八日を経過したとき（特定継続的役務提供受領者等が、役務提供事業者若しくは販売業者が第四十四条第一項

の規定に違反してこの項の規定による特定継続的役務提供等契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより当該告げられた内容が事実であるとの誤認をし、又は役務提供事業者若しくは販売業者が同条第三項の規定に違反して威迫したことにより困惑し、これらによつて当該期間を経過するまでにこの項の規定による特定継続的役務提供等契約の解除を行わなかつた場合には、当該特定継続的役務提供受領者等が、当該役務提供事業者又は当該販売業者が主務省令で定めるところによりこの項の規定による当該特定継続的役務提供等契約の解除を行うことができる旨を記載して交付した書面を受領した日から起算して八日を経過したとき）を除き、書面によりその特定継続的役務提供等契約の解除を行うことができる。

- 2 前項の規定による特定継続的役務提供等契約の解除があつた場合において、役務提供事業者又は販売業者が特定継続的役務の提供に際し特定継続的役務提供受領者等が購入する必要がある商品として政令で定める商品（以下この章並びに第五十八条の二十二第二項及び第六十六条第二項において「関連商品」という。）の販売又はその代理若しくは媒介を行つている場合には、当該商品の販売に係る契約（以下この条、次条及び第五十八条の二十二第二項において「関連商品販売契約」という。）についても、前項と同様とする。ただし、特定継続的役務提供受領者等が第四十二条第二項又は第三項の書面を受領した場合において、関連商品であつてその使用若しくは一部の消費により価額が著しく減少するおそれがある商品として政令で定めるものを使用し又はその全部若しくは一部を消費したとき（当該役務提供事業者又は当該販売業者が当該特定継続的役務提供受領者等に当該商品を使用させ、又はその全部若しくは一部を消費させた場合を除く。）は、この限りでない。

3～8 （略）

○特定商取引法施行令改正案（平成29年6月6日時点）

（法第四十八条第二項 の政令で定める関連商品）

第十四条 法第四十八条第二項 本文の政令で定める関連商品は、別表第五に掲げる商品とする。

- 2 法第四十八条第二項ただし書の政令で定める関連商品は、別表第五第一号イ及びロ並びに第二号に掲げる関連商品とする。